⑸　私的年金関係事業者は、法、施行令、基本方針、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、受給者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第７　個人データの第三者提供に関する義務

１　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第１項関係】

私的年金関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

２　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第１項関係】

次のいずれかに該当する場合は、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

⑴　法令に基づく場合

（例）

・　私的年金関係事業者が加入者原簿の作成等のために加入者の氏名、性別、生年月日、基礎年金番号等を基金等から取得すること（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第22条等）
・　私的年金関係事業者の地方公共団体情報システム機構からの生存情報の取得（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の９）
・　私的年金関係事業者の地方公共団体情報システム機構からの個人番号の取得（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第14条第２項）
・　捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
・　令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
・　裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第３項）
・　裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
・　証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
・　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条及び第226条並びに家事事件手続法第62条）
・　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
・　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
・　疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項）
・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７及び国税通則法第74条の２から第74条の６）
・　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）
・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第13条及び第30条）

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、私的年金関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　感染症の予防のための調査に応じるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して私的年金関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）

・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
・　一般統計調査に回答する場合

なお、私的年金関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

３　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項及び第３項関係】

私的年金関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定（法第23条第１項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。

⑵　第三者に提供される個人データの項目

（例）

・　氏名、住所、電話番号

⑶　第三者への提供の手段又は方法

（例）

・　書籍として出版
・　インターネットに掲載

⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、私的年金関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、⑵又は⑶の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・　住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ⑴から⑷の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第２の９の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

４　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項及び第５項関係】

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定（法第23条第１項から第３項まで）にかかわらず、私的年金関係事業者は当該個人データを提供することができる。

⑴　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

⑵　合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合